

岐阜経済大学私費外国人留学生奨学金規程

(制定1994年4月1日)

(目的)

第1条 岐阜経済大学私費外国人留学生奨学金(以下「奨学金」という。)は、本学に在学する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難である者に対する勉学奨励と生活援助を目的として給付する。

(受給資格)

第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、本学に在学する外国人留学生(出入国管理及び難民認定法第19条第二項別表第四の表に規定する在留資格「留学」を有する者)で、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者とする。

(給付金額)

第3条 奨学金は、月額20,000円とする。

(給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、当該年度の1ヵ年とする。ただし、最短修業年限を限度に、継続して給付を願い出ることができる。

(出願)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、所定の願書に必要な証明書類を添えて、4月末日までに学長に提出しなければならない。

(選考)

第6条 奨学生は、学生委員会の選考に基づき、大学協議会の議を経て学長がこれを決定する。

(給付手続)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

(異動)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに学長に届け出なければならない。

(1) 休学・退学等学籍事項の変更

(2) 身元保証人の変更

(3) 本人及び身元保証人の住所等の変更

(停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、その期間、奨学金の給付を停止する。

(1) 奨学生が休学したとき

(2) 奨学生として適格でないと認められる事項が生じたとき

(3) 別表1の基準に満たない者

(廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失い、以後再出願できない。

- (1) 留学生としての身分を取り消されたとき
- (2) 除籍・停学・退学の処分を受けたとき
- (3) 願書及びその他の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) その他奨学生として著しく適格でないと認められる事項が生じたとき
(重複禁止)

第11条 奨学生に採用された者は、本学が募集する他の奨学金を重複して受けることはできない。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学生課が行う。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年10月1日から施行する。

別表 1

標準取得単位数表

学年	学期	単位数	学部	
1	前期終了	12	両学部共通	
	後期終了	31		
2	前期終了	44 ¹		
	後期終了	62(60 ⁴)		
3	前期終了	76 ² (74 ⁴)		
	後期終了	93(90 ⁴)		
4	前期終了	107 ³ (104 ⁴)		
	卒業必要単位	124		経済学部(1年次～4年次)
		126		経営学部(1年次・2年次) 経営学部(3年次・4年次)

- 1 2年前期には、13単位以上取得すること。
- 2 3年前期には、14単位以上取得すること。
- 3 4年前期には、総計107単位以上取得していること。
これを満たさない者は後期分の奨学金を停止する。
- 4 編入生は()を適用する。
- 5 学年末においては全学年通じて成績評価係数2.10に満たない者及び標準取得単位数に満たない者は次年度の奨学金を停止する。